



《会計・税務の知識》 大規模法人の電子申告義務化

はじめに

2018 年度税制改正により、「電子情報処理組織による申告の特例」が創設され、一定の法人が行う法人税等の申告は、e-Tax により提出しなければならないこととされましたので、ご説明します。

1. 電子申告義務化の対象法人の範囲

- ① 内国法人のうち、事業年度開始の時ににおいて資本金の額等が 1 億円を超える法人
- ② 相互会社、投資法人及び特定目的会社
※消費税及び地方消費税の場合は上記法人に加え、国・地方公共団体

電子申告の義務化の対象法人一覧表 (概要)

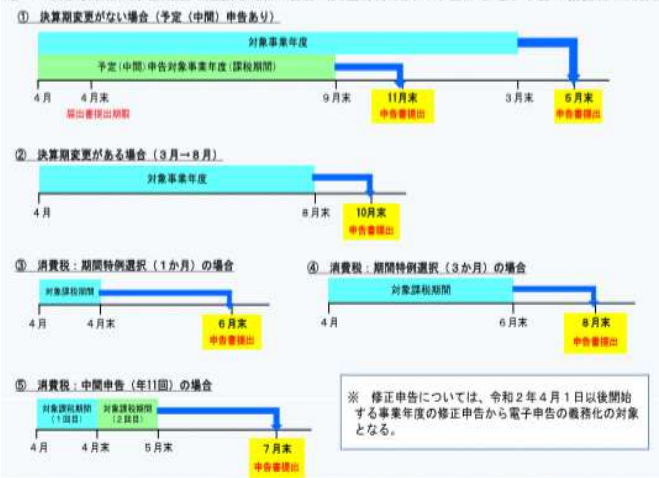
法人の種類	法人の区分		法人税等	消費税等
	種別	資本金の額等が 1 億円超 / 資本金の額等が 1 億円以下		
普通法人	株式会社等	資本金の額等が 1 億円超	○	○
	株式会社等	資本金の額等が 1 億円以下	×	×
	支店法人 (法人課税債権)		×	×
	相互会社		○	○
	投資法人		○	○
公共法人	国・地方公共団体		—	○
	国・地方公共団体以外	資本金の額等が 1 億円超 / 資本金の額等が 1 億円以下	—	○
公益法人等	資本金の額等が 1 億円超 / 資本金の額等が 1 億円以下		×	×
協同組合等	資本金の額等が 1 億円超 / 資本金の額等が 1 億円以下		×	×
人格のない社団等			×	×

2. 適用日 or 時期

2020 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度 (課税期間) から適用となります。

電子申告の義務化の適用開始時期一覧

○ 3 月決算法人 (申告期限の延長なし) の場合 (黄色部分以降の申告から電子申告の義務化の対象)



3. 対象手続

確定申告書、中間 (予定) 申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及び還付申告書。

4. 電子申告義務化の注意事項

e-Tax 義務化の対象となる法人が、e-Tax により法定申告期限までに申告書を提出せず、書面により申告した場合はその申告は無効なものとして取り扱われることとなり、無申告加算税の対象となります。
※2 期連続で法定申告期限に申告がない場合は、青色申告の承認の取消対象となります。

5. 対象税目

国税：法人税及び地方法人税並びに消費税及び地方消費税
地方税：法人事業税、特別法人事業税及び法人住民税

6. イメージデータで提出可能な添付書類

主な項目	添付書類の名称
e-Tax による提出ができない別表 (リリース前別表) (※3C) は、イメージデータでの提出を可能としており、「リリース前別表」に該当するかどうかは、「リリース前別表検索ツール」からご確認ください (イメージデータにより提出が可能な別表は、「PDF 提出可能」と表示されます)。 ※ リリース前別表とは、e-Tax ソフトで作成できない別表を指します。	
確定申告書の添付書類 (法人税法第 74 条、第 81 条の 22、第 144 条の 6)	① 出資関係図 ② 合併契約書、分割契約書、分割計画書その他これらに類するものの写し
資産の評価額の益金不算入等 (法人税法第 25 条) (法人税法施行令第 155 条の 6)	内国法人について再生計画認可の決定があった旨を証する書類 など
資産の評価額の損金不算入等 (法人税法第 33 条) (法人税法施行令第 155 条の 6)	内国法人について再生計画認可の決定があった旨を証する書類 など
寄附金の損金不算入 (法人税法第 37 条、第 81 条の 6)	特定公益信託に係る主務大臣の証明に係る書類の写し
会社更生等による債務免除等があった場合 (法人税法第 50 条) (法人税法施行令第 155 条の 6)	更生手続開始の決定があったことを証する書類 など
外国税額の控除 (法人税法第 60 条、第 81 条の 15)	控除対象外国法人税額を課されたことを証する書類 など

※ 「勘定科目内訳明細書」、「財務諸表」など、電子データにより提出が可能な添付書類については、イメージデータで提出することができません。

7. e-Tax による申告の特例に係る届出書

電子申告の義務化の対象となる法人は、納税地の所轄税務署長に対し、適用開始事業年度等を記載した届出書「e-Tax による申告の特例に係る届出書」を提出する必要があります。なお、2020 年 3 月 31 日以前に設立している 3 月決算法人は、2020 年 4 月末が提出期限となります。ご注意ください。(届出書様式参考 URL <https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/annai/pdf/gimuka01.pdf>)

おわりに

電子申告義務化法人は、電子申告で提出しないと無申告加算税が発生してしまいます。対応は早めにしておきましょう。(担当：渡邊) (文中内図表 出典：国税庁)